

◆運送事業者に対し行政処分を行うべき違反行為と日車数等について」一部改正

近年、健康起因事故が増加しており、国土交通省は健康状態の把握を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加することとなりました。

【処分基準の追加事項】 適用条項（法17条 第1項 第1号 第6項）

違反行為 事 項	基準日車	
	初違反	再違反
1. 疾病、疲労等のおそれのある乗務（注1）		
①未受診者 1名	警 告	10日車
②未受診者 2名	20日車	40日車
③未受診者 3名以上	40日車	80日車
2. 未受診者による健康起因事故が発生したもの（注2）（注3）	40日車	80日車
3. 疾病・疲労等乗務	80日車	160日車
4. 薬物等使用乗務	100日車	200日車

【適 用】

（注1）疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。

（注2）健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者（当該運転者を除く。）が生じた重大事故等をいう。

（注3）事業者が下記の①、②のいずれかに該当した場合

①事業者が当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合。

②健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合。

※「2. 未受診者による健康起因事故が発生したもの」を適用した運転手は「1. 疾病、疲労のおそれのある乗務」の対象者から除く

【施行日】 令和3年6月1日 （※令和3年5月28日 改正）